

大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>（条例別表第7備考第6項の市規則で定める者）</u> <u>第5条の2</u> <u>条例別表第7備考第6項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u> (1) <u>条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が住宅（条例別表第7備考第4項に規定する住宅をいう。次条において同じ。）である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部分（同表備考第2項に規定する住宅部分をいう。次条において同じ。）のみである場合</u> <u>登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）</u> (2) <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>	（条例別表第7の市規則で定める基準等） <u>第5条の2</u> <u>条例別表第7の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u> (1) 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物（条例別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物をいう。次項及び次条において同じ。）である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分（同表備考第3項に規定する非住宅部分をいう。次項及び次条において同じ。）である場合 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。次号及び次条において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準 (2) 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が住宅（条例別表第7備考第4項に規定する住宅をいう。次項及び次条において同じ。）である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部

(条例別表第13備考第3項の市規則で定める者) <u>第5条の3</u> 条例別表第13備考第3項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の	分（同表備考第2項に規定する住宅部分をいう。次項及び次条において同じ。）である場合 省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準 2 条例別表第7備考第6項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が住宅である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部分のみである場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。） (2) 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分のみである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。） (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの (条例別表第13の市規則で定める基準等) <u>第5条の3</u> 条例別表第13の市規則で定める基準は、省令第1条第1項第1号ロに定め
---	---

区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 条例第7条の6第1項第2号に規定する申請に係る建築物が住宅である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部分のみである場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

る基準とする。

2 条例別表第14の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第7条の6第1項第2号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分である場合 省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準

(2) 条例第7条の6第1項第2号に規定する申請に係る建築物が住宅である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部分である場合 省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準

3 条例別表第14備考第3項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 条例第7条の6第1項第2号に規定する申請に係る建築物が住宅である場合又は当該申請に係る建築物の部分が住宅部分のみである場合 登録住宅性能評価機関

(2) 条例第7条の6第1項第2号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分のみである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの

4 条例別表第15の市規則で定める基準は、

	省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、 同号ロ(2)及び同号ロ(3)に定める基準とする。 5 条例別表第15備考第3項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 条例第7条の6第1項第3号に規定する申請に係る建築物が住宅である場合 登録住宅性能評価機関 (2) 条例第7条の6第1項第3号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。